

防災指導



防災啓発活動

防災指導

●地域の自主防災組織

地震などの災害が発生したときに、一人でも多くの人を瓦礫の下から救出し、火災などの二次災害を防ぐことが最も大切であり、このためには日頃から市民一人ひとりが防災訓練に参加し、組織的な防災活動を行うことが大切です。新宮市では、平成7年2月から自主防災組織の設立を促進するため、新宮市町内会長連絡協議会等と協議を進めるなど自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

自主防災組織の主な活動として、防災意識の向上と普及を目的とした防災啓発活動と災害発生時における活動能力を身につける防災訓練があります。

地震・津波などの災害を想定した防災訓練では、阪神・淡路大震災以後、倒壊した家屋等からの人命救出に重点を置き、また、東日本大震災後は迅速な津波避難の重要性を説くなど、減災教育の充実及び強化を図っています。

●自主防災組織の現況

(令和7年4月1日現在)

組織名	組織名	組織名
梅ノ木団地内会	境町町内会	日々橋本町内会
王子橋町内会	西下田町内会	製紙前町内会
松山町内会	神倉町内会	広角梅ノ木町内会
日新町内会	市田親市会町内会	王子町内会
佐野区	高田会	すみれ会町内会
下田親睦地区	相筋第一町内会	あけぼの町内会
堀地町内会	千穂町内会	玉の井町内会
東高倉町内会	新町町内会	熊野地本通り町内会
下本町町内会	丸山町会	千鳥会
口山町内会	東取出町内会	西矢倉町内会
橋本西町内会	御渡町内会	鴻田新町町内会
王子権現親睦会	秋葉町内会	相筋第二町内会
相筋第三町内会	西緑ヶ丘町内会	三輪崎区
馬町会	池田3丁目町内会	野田町内会
市田町内会	鴻田町内会	蜂伏自治会
田鶴原町内会	水源池町内会	取出町内会
中央通り町内会	城南自治会	谷王子地区
久堀町内会	春日町内会	元町町内会
仲之町商店街振興組合	雇用促進住宅鴻田宿舎自治会	促進住宅相筋宿舎町内会
日高町内会	木ノ川区	井の沢自治会
王子第一町内会	王子第二町内会	水の手町内会
三本杉町内会	丹鶴町内会	下田町内会
棕井区	松沢区	志古区
滝本区	東敷屋区	相須区
宮井区	音川区	山本区
神丸区	四滝区	相須(日足)
団地区	田長区	和田向区
大東区(東区・大山区)	篠尾地区	鎌塚区
谷口区	西区	日足区
九重区	尾頭区	玉置口区
西敷屋区	上長井区	赤木区
山手区	八咫烏町内会	緑ヶ丘町内会
橋本第二町内会	広津野・広角谷地町内会	緑町内会
西道町内会	五新町内会	御幸町内会
大王子町内会	能城区	嶋津町内会
丸山橋町内会	橋本第一町内会	蓬莱町内会
内ヶ坪町内会		

計 109 組織 組織率 85.1% (自主防災組織 8,295 世帯 / 自治体連合会 9,748 世帯)

●自主防災組織支援事業補助金

新宮市では、平成8年4月から自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し補助制度を創設し実施しています。また、近年においては、地域防災力の向上を目的として、人材育成補助や津波避難路整備補助も行なっています。

補助概要是以下のとおりです。(市役所防災対策課が担当しています。)

〔自主防災活動支援事業補助金交付制度の概要〕

種 別	補助対象額	補助率	備 考
初回補助金	備蓄品の購入及び防災活動の推進	8/10	1 初回補助金は、1回限り使用できる。 2 補助金の額に端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てた額とする。
追加補助金	備蓄品の購入及び防災活動の推進	5/10	
人材育成補助金 (平成23年度導入)	防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録料とする。	10/10	受験料3,000円 登録料5,000円
津波避難路 整備補助金 (平成24年度導入)	事業費20万円までの整備費	10/10	1 補助金の限度額は、146万円とする。 2 補助金の額に端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てた額とする。 ※津波避難路の新設及び改修に係る費用で自主防災組織が避難路となる土地の所有者の承諾を得たもの。
	事業費20万円を超える部分の整備費	7/10	

●自主防災組織活動状況

令和 6 年中における「自主防災組織」の訓練状況は、以下のとおりです。

自主防災組織訓練	2 回
訓練 参加 人員	65 人
訓練 延べ 時間	3 時間 0 分
職員派遣延べ人員	4 人

●自衛消防訓練

消防法令では、一定の防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づく消火・通報・避難訓練を定期的に実施しなければならないとされています。

なお、不特定多数の者が出入りする防火対象物については、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施することが義務付けられており、火災による被害を最小限にするため、消防隊が到着するまでの時間で、自衛消防隊活動が迅速・的確に実践できるよう訓練する必要があります。

消防署では、事業所等からの「自衛消防訓練通知書」の届出により、現地に赴き消防訓練の実施状況を確認・指導しています。

令和 6 年中における「各事業所自衛消防組織」の訓練状況は以下のとおりです。

自衛消防訓練	218 回	
延べ対象人員	6980 人	
延べ 時間	151 時間 20 分	
延べ派遣職員	195 人	
備 考	職員指導派遣	108 回
	派遣なし	110 回

●消防施設見学・職場体験学習

消防署では、幼稚園・保育所・小学校などの施設見学や、中学校・高等学校などの職場体験学習を受け入れています。

消防施設見学では、見学や体験を通じて、消防署の仕組みやそこで働く人の様子を知る社会教育の一環として、役立てるよう努めています。

また、職場体験学習では、消防訓練や救助訓練を実施することにより、災害現場活動の厳しさを体験し、礼式訓練や規律訓練などを通して、きちんと大きな声で挨拶ができるようになるなど、社会人としての基礎を学びます。また、救命講習などを通じて命の尊さを知り、そして、このかけがえのない命を救うことのできる方法を身に付け、人に対して手を差し伸べられる勇気と愛情をこの学習を通じて学ぶことを目的としています。

令和 6 年中に消防施設を見学に訪れた人員は以下のとおりです。(引率者含む)

施 設 名	延べ数	人 員
幼稚園・保育所関係	5	136 人
小・中学校関係	6	207 人
合 計	11	343 人

●災害情報案内

(令和7年4月1日現在)

災害情報関係	電話番号等
防災行政無線 メール配信	防災行政無線の難聴対策として放送内容をお手持ちの携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを行っています。あらかじめ <u>メールアドレス登録</u> が必要です。
防災行政無線 電話配信	防災行政無線の難聴対策として放送内容を電話により音声で伝える電話配信サービスを行っています。あらかじめ <u>電話番号登録</u> が必要です。
SNS同時配信	防災行政無線の内容をTwitter、Facebook、新宮市公式ライン、Yahoo防災で同時配信するサービスです。各アプリの新宮市公式アカウントをフォロー（Yahoo防災アプリの場合は地区設定）していただくと、防災行政無線で放送された内容が通知されます。
防災行政無線 テレホンガイド	防災行政無線で放送した内容を電話で確認することができるサービスです。 <u>電話番号：0120-506-043</u>
新宮市消防本部 テレホンガイド	災害情報（火災等）を電話で確認することができるサービスです。 <u>電話番号：0735-21-9999</u>